

2011年8月2日

宮城県震災復興・企画部震災復興政策課復興計画班御中

宮城県生活協同組合連合会

会長理事 齋藤 昭子

住所 仙台市青葉区柏木1丁目2-45

フォレスト仙台5F

電話 022-276-5162 FAX022-276-5160

宮城県震災復興計画（2次案）への意見

2011年3月11日（金）に発生した東日本大震災は、私たち宮城県民に対して未曾有の被害をもたらしました。多くの県民が、命を、家族を、家を、店を、工場を、ふるさとを失ってしまいました。被災者の生活再建をすみやかにはかり、安心してらせる宮城県を取り戻すために以下の意見・要望を提出いたします。

1、住民の意思にもとづく、住民の権利行使としての復旧・復興を、基本理念にいらしてください。

P1、基本理念について

震災復興の第一義的な課題は、被災地、被災者の生活をいかに早く被災前の状態に近づけるかであり、その気持ちをくみ取り、その展望を示し、具体化していくことが重要です。

しかし、「2基本理念」を読んでも、どこにも「住民の権利」、「被災者の権利」という言葉がないばかりか、その理念が全くないと言っても過言ではありません。早急な生活再建が被災者の基本的権利であるとの見地が欠落しています。また、住民の意思にもとづく復興という見地もありません。

住民の意思にもとづく、住民の権利行使としての震災からの復旧・復興を、基本理念にいらしてください。

2、被災者生活再建支援法の拡充と二重債務問題への公的支援を国に求めてください。

P5、被災者の生活支援について

被災者の生活再建のために、被災者生活再建支援法の拡充と二重債務問題への公的支援を求めます。

被災者生活再建支援法にもとづく支援金は、全壊で上限300万円です。全壊・半壊の住宅の再建のために支援額の増額をはかるなど、被災者生活再建支援法の拡充を国に求めるようにしてください。

さらに、滅失・流失した住宅、店舗、工場、病院、漁船、機械等に対する既存債務を免責し、「二重債務」問題を解消し、被災者の生活再建がすすむよう、既存債務の買取制度など法的制度の拡充・整備を国に求めてください。

3、「先進的な農林業の構築」や「新しい水産業の創造」より、1人ひとりの被災者の復旧のための事業を優先してください。

P12 水産県みやぎの復興、P13 先進的な農林業の構築

生活の再建をはかるうえで生業の再建は何よりも重要です。生産基盤を失った農漁業の再生のための支援を求めます。

被災した主な産業は一次産業である水産業や農業です。いずれも古来からの伝統的技術、技術、思想によって今日まで発展してきたものです。そして、これら第一次産業は宮城県の文化の形成及び住民の生活に密着する重要な影響を与えてきました。これらの伝統的文化と生活と生業とを復権することを第一に重視する必要があります。

「先進的な農林業の構築」や「新しい水産業の創造」より、1人ひとりの被災者の復旧のための事業をまず優先的に行うようにしてください。

4、放射能汚染をはじめとした原子力災害に対する対策について、項目をおこして記載してください。

P8 安全安心な地域社会の構築

原発事故にともなう放射能汚染への消費者・県民の不安が広がっています。牧草から基準を超える放射性セシウムが検出されたことや、汚染された稲わらを給餌したことによる汚染牛の発生など、放射能汚染の影響が県内に発生しています。

食品の検査・モニタリング調査の強化や県内農畜産物への被害に対して行政が適切な対応をとることを求めます。また、風評被害を起こさないための取り組みの強化を求めます。

放射能検査体制の整備および情報提供、放射能被害に対する対策、風評被害を払拭するための取り組みについて十分に記載されていません。とりくみを拡充してください。

原子力災害に対する対応について、復興計画に位置づけて記載するようにしてください。

5、女川原発は安全が担保されない限り再稼働しないでください。

P61 原子力防災体制等の構築

女川原発については、津波の高さがほんの少し違っただけで、福島第一原発と同様の事態が発生していた可能性があります。

今回の大震災にあたっての女川原発の被害状況、現状の課題について、原子力協定を締結している県が責任をもって国および東北電力とともに県民に広く知らせてください。

女川原発については、安全が担保されるまでは、再稼働を認めないようにしてください。そのことを復興計画に位置づけ記載するようにしてください。

6、震災復興財源に消費税をあてることなく他の財源でまかなうよう国に要請してください。

P20 必要な財源の確保

県の復興計画では、財源確保のために「恒久的で全国民、全地域が対象となる災害対策のための間接税である災害対策税の創設」を国に求めています。この間接税は、消費税としか読み取れません。全国から寄せられた義援金や災害支援金で生活せざるを得ない被災者と被災地域にとって消費税は過酷な税金であり、破壊された地域経済に大打撃を与えます。震災復興財源に消費税をあてることなく、他の財源でまかなうよう国に要請してください。

以上